

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】							
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
先導的な地 域医療の活 性化(ライフ イノベーション)総合特区	「総合メディカル ゾーン本部」内 を単一の病院と みなした制度・ 法令上の取扱い (医療施設・ 設備・医療機器 の共同利用)	2141	隣接する徳島大学病院と県立中央病院間の医療 施設・設備・医療機器の共同利用を可能とするため の医療法の規制の特例措置。	医師の診療科偏在の課題解決を図るため に、徳島大学病院と県立中央病院の総合メ ディカルゾーンで医師育成を行うことが必要で ある。両病院では、それぞれ異なる機能を持 つ医療を行っているため、両病院の医師が共 同で診療を行うことにより、救急医療分野をは じめとする医師を育成することができる。 そのために、両病院の患者を共同で診療を 行っていくための医療施設・設備・医療機器等 の共同利用が可能とする医療法の規制緩和が 必要である。	医療法12条、15条、 21条	1回 目	厚生労働省	医政局総務課	医療法第15条等	Z	—	—	医療法第15条は、医療機関における 適切な業務運営を確保する観点か ら、医療機関の管理者の監督義務を 規定。	事故が起きた際の病院間の責任分界に関する考え方について詳細にお示しいただきたい。 また、例えば、両病院が施設を同時に予約するなどした場合は、医療の提供に支障が生じるが、そ のようなトラブルの発生を防止するための適切な運用方法をお示しいただきたい。
						2回 目			D	—	—	本特区のように医療機関同士が隣接している場合には、管理者の監督義務を果たすことができる と解釈され、医療法上、複数の病院がお互いの施設を共同利用することが否定されているわけでは なく、お示しいただいたとおり、医療事故が生じた際の対応も含め、適切な運用がなされることを前提 に差し支えないものとする。 しかし、前述のように共同診療において問題がないとされるのはあくまでも施設、設備等の共同利 用の場合についてであり、医療従事者が他の医療機関の医療従事者に指示を受ける場合等につい ては労働者派遣法の観点から認めることはできない。 また、診療報酬上の取扱いについては、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事 項について平成24年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長通知における、入院中 の患者の他医療機関への受診についてのルールに則り適切な算定を行うこと。 なお、医療機関のスタッフの移動に伴う場合、診療報酬算定上の人員配置に係る施設基準等に留 意されたい。		
先導的な地 域医療の活 性化(ライフ イノベーション)総合特区	「総合メディカル ゾーン本部」内 を単一の病院と みなした制度・ 法令上の取扱い (先進医療の 必要症例数の 合算)	2142	隣接する徳島大学病院と県立中央病院間で、健康 保険法の保険外併用療養の先進医療の施設基準の 取得に必要な症例数の合算を認める規制緩和の特 例措置。	先進医療の施設基準を取得した病院で先進 医療を受けると、その他の部分で医療保険の 適用が認められるため、患者の負担が大きく 軽減される。 しかし人口規模の小さい徳島県では、施設基 準の取得に必要な必要症例数が集まり難く、 先進医療の実施が少ない要因となっている。 先進医療の施設基準の規制緩和により両病 院の症例数の合算が認められれば、徳島県で 実施できる先進医療が増加し、大都市圏の病 院に負けない医療の提供や医師の人材育成 を図ることができる。	厚生労働大臣の定め る先進医療及び施設 基準(平成20年3月27 日厚生労働省告示第 129号)	1回 目	厚生労働省	厚生労働省・ 保険局医療課	・健康保険法第6 3条第2項、86条 ・厚生労働大臣の 定める評価療養 及び選定療養(平 成十八年厚生労働 省告示第四百 九十五号) ・厚生労働大臣の 定める先進医療 及び施設基準(平 成二十年厚生労働 省告示第二百 二十九号)	E	—	—	○現行の医療保険制度では、先進的 な医療技術について、将来的な保険 導入に向けた評価を行う観点から、安 全性や有効性を個別の医療技術ごと に事前に確認した上で、個別の医療 技術ごとに設定された施設基準を満 たした医療機関において、保険診療と 保険外診療の併用を認めることとして いる。 ○先進医療を実施するにあたり、医 療機関が満たすべき施設基準につい ては、厚生労働省の先進医療会議に おける検討を踏まえて適切に設定し ているところである。	先進医療の施設基準については、安全性や有効性等を担保された形で先進医療が実施されるよう に、個別の医療行為ごとに、先進医療を実施する医療機関が満たすべき基準を設定しているところ であり、ご提案はこれらの基準を緩和し、安全性、有効性等が担保されない医療の実施につながる ため、対応は困難。 また、全国一律に安全かつ有効な医療を同一の価格で受けうるということが出来るという医療保険え制度 において、ある特定の地域においてのみ医療保険上の取扱いを変えることは、医療保険制度が国民 の保険料と公費から賄われていることを踏まえれば適当ではないため、ご提案について、総合特別 区域制度の中で対応することは困難。
						2回 目								

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i~vi)
先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区	「総合メディカルゾーン本部」内を単一の病院とみなした制度・法令上の取扱い(医療施設・設備・医療機器の共同利用)	2141	d	<p>共同利用においては、運用方法、医療事故時等の対応や責任分界、費用負担等について両病院で必要な取り決めを行うとともに、両病院の医師、看護師等で構成する医療安全に関する会議を開催する。</p> <p>【医療事故時の対応と責任分界】 病院間の責任分界については、 ・施術等医療行為に起因するものは、医療行為を行った病院の責任 ・施設等ハード面に起因するものは、施設を管理する病院の責任 とすることを基本として取り決め、医療事故等医療安全上の問題が発生した場合、両病院合同ですみやかに調査し、対応方針を決める。 その上で、患者に対する責任は医療行為を行った病院が負い、対応に当たるとともに、施設等ハード面に起因する場合や、施設を管理する職員の過失等による場合は、医療行為を行った病院が施設を管理する病院に求償する。</p> <p>【運用方法】 共同利用の運用は下記を基本とする。 ・相手方の施設・設備が空いている場合に利用可能とする。 ・施設を管理する病院が許可した場合にのみ利用することができる。 ・施設を管理する病院の担当部署が、医療行為を行う病院に施設利用に係る予約が完了した旨の連絡を行う。 ・医療行為を行う病院は、施設を管理する病院に予約状況の確認をとるとともに、一連の医療行為に支障が生じないよう、医療機器等の準備、医療スタッフの手配等を一元的に調整・確保する。</p> <p>【費用負担】 病院間で契約を締結し必要な費用負担を行う。</p>	<p>【i】取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの 【ii】取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの 【iii】現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの 【iv】自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの 【v】一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの 【vi】国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>	
			b	<p>今回、医療設備・機器等の共同利用においては可能であるとの見解を頂いた件については当方としては了解であるが、医療従事者が他の医療機関の医療従事者に指示を受ける等の共同診療の場合は、労働者派遣法の観点から認めることはできないとの見解をいただいた。 医療設備等の共同利用の場において、緊急時など他の医療機関の従事者との共同診療が可能となるような方策について、今後とも引き続き相談して参りたい。</p> <p>診療報酬上の取扱いについては、「他の医療機関への受診においては、入院医療機関で算定し、医療機関間の診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。」という取扱いになっているところ。 この取扱いにより適切な算定を行うこととし、「入院医療機関において診療を行うことができない専門的な診療が必要となったなどのやむを得ない場合や緊急または重篤な患者の受入に当たり施設等の空きがない場合」など、総合メディカルゾーンの医療機能の強化を図るために必要な取扱いの詳細については、今後とも引き続き相談して参りたい。</p>	<p>徳島県の要望する2病院がお互いの施設等を共同利用することについては医療法上可能と確認されたため、協議終了。 但し、徳島県は、共同利用の実施にあたり、左記の通り引き続き相談をしたいと希望しているため、厚生労働省はこれに応じることとする。</p>	iii
先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区	「総合メディカルゾーン本部」内を単一の病院とみなした制度・法令上の取扱い(先進医療の必要症例数の合算)	2142	d	<p>総合特区制度の中での対応が困難であれば、先進医療の事例毎に個別に相談に応じていただきたい。</p>	<p>総合特区制度の協議は一旦終了。 厚生労働省においては、先進医療の施設基準について、関係者等の意見を踏まえ、必要に応じ見直しを行っているとのことである。よって、徳島県においても適宜相談していくものとする。</p>	v